

「新たな計画の基本的考え方（案）」に対する意見書

| | |
|-----------------|---|
| 氏名又は団体名 (必須) | 特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金 |
| 住所又は所在地 (必須) | 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル5階 |
| 連絡先 (必須) | 電話番号： 03 (3595) 8088 |
| | 電子メールアドレス： yukisakamoto@jtef.jp |
| 意見の内容 | |
| 該当箇所 | 「意見の内容」参照 |
| 意見内容 | <p>生物多様性の保全ないし自然環境保全に対する積極的な姿勢をより明確にするとの観点から、以下の通り意見を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15 頁最終行 【意見の趣旨】 次のとおり加入 「絶滅危惧種に選定された種の<u>生息地の保全、生息環境のかく乱防止、保護増殖等に務めるほか、・・・</u>」 ・ 16 頁 15 行目 【意見の趣旨】 次の段落を挿入 「保護地域外においても、野生生物の生息に配慮した土地利用・産業振興のあり方を追求し、可能な限りの環境影響の緩和策を講じる。」 【意見の理由】 何らかの保全策が採られるべき場所をすべて保護地域に指定することは不可能である。また、生物多様性の保全への配慮は「全」か「無」ということでもない。仮に保護地域に指定して全面的な保全策を講じることができなくても、たとえば農地整備を行うべき区域について野生動物が通り道とする樹林帯を残存させる工夫をするなど、野生生物の生息と当該土地利用が共存できるような工夫をするといった努力は広く追求されるべきである。 ・ 17 頁 18 行目 【意見の趣旨】 次のとおり挿入 「このため、<u>これ以上の豊かな自然環境の喪失を防止し、失われた自然環境の現状把握等に努めるとともに、海岸、河川、溪流、陸域等の自然環境の再生に取り組む。</u>」 |

・ 26 頁 5 行目

【意見の趣旨】

次のとおり挿入

「さらに、郊外及び農山村の緑化については、郷土樹種を基本とするなど生態学的知見に基づき亜熱帯沖縄の気候特性及び景観に配慮した熱帯・亜熱帯性樹木の植栽を計画的に展開し、花と緑の質的・量的充実に取り組むほか、都市部における荒廃原野における緑化等を推進する。」

【意見の理由】

緑化のあり方について、人工化の程度が相対的に低い郊外及び農山村と、相対的に高い都市部における対応の違いを明確にした。

・ 39 頁下から 3 行目

【意見の趣旨】

次のとおり挿入

「安定した水資源の確保については、自然環境保全に十分配慮しつつダム等の水開発及び雨水や再生水等の有効利用を図るとともに、・・・」

・ 42 頁下から 5 行目

【意見の趣旨】

次のとおり挿入

「さらに、観光リゾート産業など他産業と連携し、自然環境に十分配慮しつつ、体験・滞在型施設、特産品の加工施設及び直売所の整備を促進し、・・・」

・ 44 頁 13 行目

【意見の趣旨】

次のとおり挿入

「マリナーやウォーターフロントなどの海洋性リゾート地にふさわしく、自然環境保全に十分配慮した魅力ある港湾として質の高い整備を図る・・・」

・ 45 頁 6 行目

【意見の趣旨】

次のとおり挿入

「陸上交通は、県民生活や観光客の利便性の向上及び産業の発展に密接に関わっていることから、自然環境保全に十分配慮しつつ、高速性、定時性、安全性の確保に加え、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセスの改善、沖縄都市モノレールの延長等、多様なニーズに対応した質的充実を図る。」

・ 48 頁 4 行目

【意見の趣旨】

次のとおり挿入

「世界水準の観光地としてふさわしい舞台づくりを推進するため、自然環

境保全に十分配慮しつつ、交通基盤の整備による環境客の移動の円滑化、観光地・施設の整備及びユニバーサルデザインの推進・・・」

・ 60頁6行目

【意見の趣旨】

次のおり挿入

「基幹作物であるさとうきびや肉用牛など、農林水産業の安定的な振興を図る上で重要な品目については、自然環境保全に十分配慮しつつ、生産基盤を整備する・・・」

・ 63頁16行目

【意見の趣旨】

次のおり挿入

「このため、環境負荷に対して脆弱な自然環境など沖縄の特性に応じた、地下ダム等の整備や新たな農業用水源の確保、・・・」

・ 63頁下から3行目

【意見の趣旨】

次のおり挿入

「耕作放棄地の再生・利用については、それが野生生物の復元された生息地として機能している場合があることに配慮しつつ、生産施設の整備を含めた農地の再編整備を推進する・・・」

・ 76頁9行目

【意見の趣旨】

次のおり挿入

「離島住民の生命線ともいえる航路、航空路などの交通手段を確保するため、自然環境保全に十分配慮しつつ、必要な空港、港湾、道路を整備する・・・」

・ 77頁下から9行目

【意見の趣旨】

次のおり挿入

「このため、データに基づいて推定された外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受け入れ体制の整備・・・」

・ 77頁下から5行目

【意見の趣旨】

次のおり挿入

「また、離島における観光施設については、自然環境保全に十分配慮した宿泊施設の新設及び施設整備の拡充等に対し税制上の優遇措置を講じる・・・」

・ 78頁6行目

【意見の趣旨】

次のとおり挿入

「農業の基盤整備については、自然環境保全に十分配慮しつつ、新たな農業用水源の開発、かんがい施設等の整備や、防風・防潮林の整備などを計画的に推進する。」

・ 130頁8行目

【意見の趣旨】

次のとおり挿入

「個性的で多様な伝統・文化を生かした本圏域に特有の観光リゾート関連産業の振興及び広域的なレクリエーション需要に対応した取組みを自然環境保全に十分配慮しつつ推進する。」

・ 131頁15行目

【意見の趣旨】

次のとおり挿入

「観光リゾート地としての魅力向上、主要地点間の速達性の向上による交流拡大を図るため、自然環境の保全に十分配慮しつつ、空港、港湾などの広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を連結する高野西里線や石垣空港線などの幹線・補助幹線道路及びそれらを補完する市町村道の整備を推進する。」

・ 133頁4行目

【意見の趣旨】

次のとおり挿入

「特に、さとうきびについては、優良種苗の増殖普及、土づくり、土壌病害虫の防除等により生産性及び品質向上に努めるとともに、自然環境の保全に十分配慮しつつ、農地の利用集積による経営規模の拡大、農業生産法人及び農作業受託組織等の育成・強化等を図る。」

以上

- ※「該当箇所」欄には、新たな計画の基本的考え方（案）の該当するページを記載して下さい。
ページが特定できない場合、どの分野（項目）に対する意見かわかるように記載して下さい。
- ※「意見内容」欄に入りきらない場合は、別紙に記載していただいても構いません。

〔提出期限〕 平成23年6月20日（月）必着

〔提出先〕 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県企画部企画調整課（電話：098(866)2026）
FAX：098(866)2351
MAIL:aa010006@pref.okinawa.lg.jp